

県立病院跡地利活用懇談会設置要綱

平成 29 年 7 月 3 日決裁

(設置)

第 1 条 県立病院跡地について、本市まちづくりに資する利活用の方向性を検討するため、市民参加による県立病院跡地利活用懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、懇談会開催にあたり市民からの提案等（ただし、庁舎整備に関する提案等を除く）を踏まえ、県立病院跡地に係る次に掲げる事項について検討し、その方向性について整理及び取りまとめを行った上で、市長へ報告を行う。

- (1) 利活用の目的に関すること。
- (2) 利活用の内容及び機能に関すること。
- (3) 利活用の事業手法に関すること。
- (4) その他、上記に関連した必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、学識経験者及び各種団体から推薦された者 6 人以内の委員によって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、懇談会の第 1 回会議の日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、当該終了の日以前にその職を退いた委員の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、座長がこれを招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

県立病院跡地利活用懇談会 委員等名簿

(五十音順・敬称略)

1 委員

No.	氏名	所属団体等	備考
1	いちおか あやこ 市岡 綾子	学校法人日本大学工学部建築学科 専任講師	建築・まちづくり
2	きげ よしかず 佐瀬 良一	会津若松市スポーツ推進委員会 理事長	スポーツ・健康
3	たけうち きみ 竹内 樹美	福島県建築士会会津支部女性委員会 委員長	建築・保存・デザイン
4	てらうち しゅうや 寺内 秀也	会津若松商工会議所 専務理事	商業・金融
5	まつうら くみ 松浦 久美	Like 会津実行委員会	まちづくり・協働
6	やまぐち ともえ 山口 巴	特定非営利活動法人Lotus 理事長	福祉・子育て

2 オブザーバー

No.	氏名	所属団体等	備考
1	こあらい としゆき 小荒井 俊行	株式会社エフエム会津 取締役	コミュニケーション・情報
2	こばやし ほんじ 小林 真司	会津若松市国際交流協会 事務局長	国際交流・インバウンド